

活用例

<個別避難計画の把握や作成支援への活用>

- 基礎自治体等が住民が策定している避難計画（タイムライン）を把握
- 基礎自治体等が住民（特に避難行動要支援者）の避難計画（タイムライン）策定を支援
- 市町村による「個別避難計画」策定とその最適化

<避難支援への活用>

- 基礎自治体等が住民（特に避難行動要支援者）の災害リスク（例：家族構成、土地・建物・家財の状況等）、要支援情報（例：投薬、要する機材等）、健康状態等を把握
- 平時の訓練及び発災時に必要となる災害時要支援者とその支援者の下記の個人情報を把握
 - ・災害時要支援者の氏名、年齢、性別、住所、連絡先、災害時に必要とする具体的な支援内容等
 - ・災害時要支援者の介護者の氏名、連絡先等

<避難所・在宅避難の把握・支援への活用>

- 基礎自治体等が行う避難所における避難者名簿の作成
- 基礎自治体等が行う在宅避難者の把握および避難支援

課題

<個別避難計画の把握や作成支援への活用 避難支援への活用>

- 住民の避難支援にあたって個人情報が必要になり、一部は機微な情報も含まれる。一方で、支援をする側は、近隣住民や福祉施設職員など多岐に渡り、情報の閲覧範囲について、包括的な設定が困難
- 基礎自治体が把握している情報を広域自治体や国・関係機関に共有する際の取扱い
- 情報の秘匿性
- 本人同意の取得方法
- 緊急時における本人の同意がない状態での利用
- 情報のデジタル化と情報共有システムの整備

<避難所・在宅避難の把握・支援への活用>

- 在宅避難者の把握および支援のためには、氏名や住所など個人を識別する情報が不可欠となる。支援側には状況に応じて必要な情報のみを提供する(物資を自宅に提供する場合には、氏名は匿名化する)などの工夫が必要。また、個人情報のガイドラインが示すことで、過度な情報の秘匿による、支援の非効率化を防ぐことが可能
- 避難所名簿では、避難所運営に必要な情報と、個人の特定のための情報が混在しており、閲覧権限も区別がされていない。避難所名簿の電子化では、セキュリティレベルの担保などで、普及を拒む要因となっている。マイナンバー等で一意に個人が特定できる状態であれば、避難所で収集する情報を最小化することが可能

活用例

<被害の状況把握への活用>

- 携帯電話の位置情報、自動車の位置情報を活用した被害の状況把握
- スマートフォンやナビゲーションシステムの位置および移動情報は救援・捜索、道路啓開等に有効
- 防犯カメラなどの画像情報は災害発生時に市町村もしくは都道府県単位で集約することによって、被害の発生や規模推定に有効

<救命救急への活用>

- 以下の情報を救命救急へ活用
 - ・各救助者の災害診療記録
 - ・広域搬送時等に必要な救助者の位置情報
 - ・カルテ情報の共有

<原因究明への活用>

- 災害による犠牲者を減らすため、災害で亡くなった方の情報（年齢、要介護情報、死因等）や被災状況（被災場所、被災時の行動（移動中、自宅滞在中（1階、2階等）等）、当該箇所の浸水深、被災時刻等）の情報を収集しデータベース化する仕組みを構築し、詳細な要因分析に活用
- ※個人を特定できるレベルを下げるため、例えば5年以上前とする等

課題

<被害の状況把握への活用>

- 情報の匿名性の担保
- 携帯電話の位置情報や自動車の位置情報の準リアルタイムでの入手
- 情報のデジタル化と情報共有システムの整備
- 携帯電話の基地局からの情報により被災者の大まかな位置情報を得られるが、個人情報の課題から詳細な位置情報を得ることは困難
- ドローンによる撮影の許諾範囲に関する法整備が必須、他のカメラ情報の利活用に関しても同様の整理が必須

<救命救急への活用>

- 本人同意の取得方法
- 緊急時における本人の同意がない状態での利用
- 情報のデジタル化と情報共有システムの整備
- 「災害診療記録」の共有の取り組みが行われているものの、個人情報の課題からカルテ情報の共有が依然として困難であることや、患者の所在不明等の問題が頻発しており、カルテのクラウド共有が現行法下では実施出来ない認識。医療救護班と病院の連携も現時点では出来ていない。診療録と診療記録の差異まで配慮されている事実も受け止める必要がある。更に複雑なデジタルの課題として、アクセスの権限整理あり
(D-MATが活用しているJ-SPEED医療日報は、上記課題がないことから、即日での情報共有が可能となっていることは、法制度の重要性を意味している)

<個人情報保護法の正しい理解>

- 避難所で自治体職員が避難者のリストなどを必要とする機関にも共有されない事例が多々発生している。個人情報保護法の正しい解釈をせずに情報を出さないことを選択してしまっている。平時から個人情報保護法に対する正しい解釈を自治体職員に研修等の形で啓蒙が必要
(個人情報保護法で定義されている個人情報とそれに該当しないプライバシー情報との混同も見られる)